

「五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画」(案) についての意見募集結果について

「五所川原市新型インフルエンザ等対策行動計画」(案) についての意見募集に対し、貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいた意見とそれに対する市の考え方は下記のとおりです。

記

1 意見募集期間

平成26年7月25日(金) から平成26年8月25日(月) まで

2 募集方法

市のホームページに掲載したほか、民生部健康推進課、本庁舎及び各総合支所の行政資料スペースに備え付けました。

意見提出は、郵送、電子メール、FAXのいずれかの方法によることとし、提出言語は日本語としました。

意見提出にあたっては、提出者の氏名・住所(法人等の場合は、その名称・事務所所在地等の連絡先)の明記を条件としました。

3 提出された意見

1人の方から1件の意見をいただきました。その反映状況は次のとおりです。

文章修正等	記述済み	実施段階検討	反映困難	その他	合計
0件	1件	0件	0件	0件	1件

「文章修正等」・・・本文の修正、記述の追加等意見を反映させるもの。

「記述済み」・・・既に記述済みのもの。

「実施段階検討」・・・計画の実施段階で検討又は対応すべきもの。

「反映困難」・・・反映が困難なもの。

「その他」・・・質問や感想。施策の体系外への意見。

意見の内容とそれに対する市の考え方及び意見を考慮した結果決定した案は、次頁のとおりです。

(提出された意見の内容とそれに対する市の考え方)

No.	頁	提出された意見	市の考え方
1	1 ・ 2	「行動計画」の表題で「新型インフルエンザ等」とあります。「新型インフルエンザ」と「新感染症」という性質、対策の異なる疾患が、「等」として一緒に扱われています。そのため「特別措置法」の説明が1項で、市の計画の対象が3項で記されているものの、全体に解り難くなっています。そこで、この「等」の定義を明示してください。具体的には「市行動計画の対象とする感染症」の記述に続けて、内閣官房の第3回有識者会議で示された次の資料(省略)を加えてください。	本計画は、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)に基づき策定しました(計画2ページに記載)。 特措法における「新型インフルエンザ等」の定義をそのまま本計画における「新型インフルエンザ等」の定義としており、計画2ページに『市行動計画の対象とする感染症(以下「新型インフルエンザ等」という。)は、以下のとおりである。』に続けて定義を明示しています。 なお、いただいた資料は、特措法上の「新型インフルエンザ等」と感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の「新型インフルエンザ等感染症」「新感染症」の関係性を説明しているもので、本項目に加筆する必要はないと考えます。